第十二条の二の二第一項中「管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地若しくは海上保安署の長（以下この節及び第二章の三において「管区海上保安本部長等」という。）」を「管区海上保安本部長等」に改める。

第三十三条の十二第一号中「第四十一条第六項の表第八号」を「第四十一条第六項の表第九号」に改める。

第四十一条第六項の表中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第八条の三第一項に規定する権限	当該船舶間貨物油積替えが行われる海域（当該海域が二以上の管区海上保安本部の管轄区域にわたるときは、主たる実施海域）を管轄する管区海上保安本部長

第四十一条第七項中「法第九条の十八第一項」を「法第八条の三第三項、法第九条の十八第一項」に改め、同条第八項中「第二号、第三号、第五号」を「第二号から第四号まで、第六号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年三月一日）から施行する。

（経過措置）

2　改正法附則第五条の規定に基づき行う通報については、この省令の施行前においても、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の七から第十二条まで及び第四十一条の規定を適用する。

告　示

○厚生労働省告示第五十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年度技能検定実施計画を次のように定めたので告示する。

平成二十四年二月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十四年度技能検定実施計画

第一　都道府県知事が実施する技能検定

一　時期及び等級ごとの検定職種

㈠　前期に実施する検定職種

イ　一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち前期（平成二十四年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
金属熱処理	全科目	全科目
粉末冶金	焼結法	焼結作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ボール盤作業、数値制御ボール盤作業、平面研削盤作業、数値制御平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	製缶作業法及び構造物鉄工作業法	製缶作業及び構造物鉄工作業
建築板金	全科目	全科目
工場板金	曲げ板金加工法及び打出し板金加工法	曲げ板金作業及び打出し板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	全科目	全科目
切削工具研削	全科目	全科目
ダイカスト	なし	全科目
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法及び配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	なし	なし
鉄道車両製造・整備	機器ぎ装法、内部ぎ装法、配管ぎ装法、電気ぎ装法及び鉄道車両現図製作法	機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業及び鉄道車両現図作業
光学機器製造	光学ガラス研磨法	光学ガラス研磨作業
複写機組立て	なし	なし
建設機械整備	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法及び家具機械加工作業法	家具手加工作業及び家具機械加工作業
建具製作	全科目	全科目